破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１２１９号

神戸市東灘区向洋町中６丁目９番地
債務者　株式会社インターローブ
代表者代表取締役　金子　政彦
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　勘太
4　破産債権の届出期間　平成23年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６８６号

神奈川県平塚市桃浜町６番16―703号　グランマーレ湘南
債務者　赤木　　光
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８９７号

仙台市宮城野区蒲生字南屋ケ城１―50、住民票上の住所仙台市若林区大和町５丁目28番５―401号
債務者　青木　　繁
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東海林行夫
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６７３６号

大阪市住吉区苅田８丁目４番４号
債務者　プリンティングたぐちこと　田口　清治
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保敬文
4　破産債権の届出期間　平成23年12月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９４２号

札幌市白石区平和通15丁目北７番13号　フェイス平和通206号
債務者　河田　尚之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　宏子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７０号

福島県須賀川市森宿字下宿９番地１　ヴィオラＡ―101号
債務者　庄司　　宏
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　弘道
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成24年１月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１２４号

茨城県北茨城市磯原町本町１丁目１番地の４
債務者　金澤　新平
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　破産債権の届出期間　平成23年12月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第２４９５号

名古屋市港区泰明町３丁目２番地　泰明南荘３棟609号
債務者　犬山　恵介
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野穂高
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３６３号

大阪府大阪狭山市狭山５丁目2213番地の２―４―304号、前住所大阪府河内長野市南青葉台16番５号
債務者　久本商店こと　久本隆一郎
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　英博
4　破産債権の届出期間　平成23年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６１号

熊本県人吉市合ノ原町266番地１
債務者　山並正二郎
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑田　啓悟
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後４時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１０８号

三重県伊勢市中村町225番地13
債務者　鈴木　　均
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１０９号

三重県伊勢市川端町312番地20
債務者　東　　啓司
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１７１４号

名古屋市名東区藤森２丁目103番地の１
債務者　加藤　武雄
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渥美　雅康
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部